

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する 令和2年度の更新講習及び試験に関する実施方針

1. 開催の可否に関する基準

新型コロナウイルスの感染拡大は、先行き不透明な現状である。今後の状況を見極めつつ以下の対応とします。

(1) 開催可否の判断基準

事態が終息したものと判断（終息宣言等）されている場合：

適切な感染症対策を講じたうえで更新講習・試験を実施します。

外出制限や集会等の自粛要請などが発せられている場合：

関係する地域での開催を中止とします。

(2) 開催可否の判断期限

受講票・受験票の発送時期までを判断の目安とします。

更新講習：4月28日までに判断します。

試験：6月17日までに判断します。 1

1 専門技士試験（清掃、調査）については、学科・実技試験を基本的に一体として判断します。

2. 中止とした場合の対応

(1) 更新講習の受講予定者への対応

開催中止の通知

開催を中止する案内を受講票に替えて発送します。併せて下記の、の対応となる旨の案内を発送します。

資格消滅期間の対応

有効期限の延伸（1年間）の証明書（会長名）を発行します。

ただし、翌年度（令和3年度）に更新講習を受講していただきます。その際に発行する登録証に記載の有効期限は、以下の通りとなります。

・延伸前の有効期限が「平成33年3月31日」の受講予定者は「令和8年3月31日」

・延伸前の有効期限が「平成32年3月31日」の受講予定者は「令和7年3月31日」

受講料の扱い

受講料の返金はしません。ただし、翌年度（令和3年度）の更新講習申込の際に、上記で発行した有効期限延伸の証明書（写し）を添付した受講申込書を提出することで、受講料は免除となります。

(2) 試験の受験予定者への対応

開催中止の通知

開催を中止する案内を受験票に替えて発送します。併せて下記の、の対応となる旨の案内を発送します。

受験料の扱い

受験料の返金はしません。ただし、翌年度(令和3年度)の受験申込の際に、上記で発行した開催中止の通知書(写し)を添付した受験申込書を提出することで、受験料は免除となります。

再受験予定者(令和元年度の専門技士試験で学科もしくは実技の一方のみの合格者)の扱い

中止とした会場での再受験予定者は、翌年度(令和3年度)の受験申込の際に、令和元年度の試験結果通知書と上記で発行した開催中止の通知書(写し)を添付することで、受験が可能となり、受験料が免除となります。

3. 実施する場合の対応

開催の通知

通常通り、受講票・受験票を発送します。

発送の際は、受講・受験に際しての注意事項(別紙参照)を同封します。

当日の体調不良者への対応

当日の体温測定で発熱が検知され、お帰りいただいた方は、病気等の理由により欠席した受講・受験予定者と同様に欠席扱いとします(受講料・受験料の返金や期限延伸はしません)。

状況の変化により開催が中止となった場合の対応。

- a. 決定次第、ホームページで公表するとともに、対象の受講・受験予定者に連絡します。
- b. 後日、開催中止の通知書を発送します。
- c. 開催が急遽中止となった会場の対象者の扱いは、「2.中止とした場合の対応」に準じます。